

京都市告示第166号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成25年12月9日付けで認可した東弓矢町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年5月16日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	坂田 榮一	浅子 逸男
代表者の住所 及び所在地	京都市東山区松原通大和大路 東入弓矢町75番地	京都市東山区松原通大和大路 東入弓矢町70番地

(文化市民局地域自治推進室)